様式1

令和　　年　　月　　日

　銀の馬車道ネットワーク協議会長　様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電　　　　話　（　　　）　　　－　　　　番

電子メール

**日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業**

**「銀の馬車道」グルメで魅力アップ**

 **企画提案応募申請書**

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業 「銀の馬車道」グルメで魅力アップ企画提案コンペ実施要領に基づき、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、同要領「２　応募資格」に規定する応募資格を全て満たしていることを誓約します。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案コンペへの参加が取り消されることに同意します。

記

1. 資格調書（様式2）
2. 提案書（様式3）
3. 業務実施体制（様式4）
4. 誓約書（様式5）
5. 誓約書（様式6）
6. 提案内容を説明する書類（様式任意、A3版）
7. 見積書及び経費内訳（様式任意）
8. その他添付書類（会社概要等）

様式2

**資　　格　　調　　書**

１　会社の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 | 　 |
| 商号又は名称 | 　 |
| 代表者職氏名 | 　 |
| 創立年月日 |  |
| 従業員数 | 　　　　　　　　　　　人（うち正社員　　　　　人） |
| 業種又は事業分野 |  |
| 担当者 | 所属部署 |  |
| 職名・氏名 |  |
| TEL・FAX |  |
| e-mail |  |

２　同種・類似業務の受託実績（過去５年間（令和元年度以降）の元請業務に限る）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約の相手 | 業務の名称 | 業務の概要※ 業務内容、契約金額等を具体的に記載してください。 | 実施年度 |
|  |  |  |  |

様式3

**提　　案　　書**

提案者名

**※　各事業について、具体的な内容を要約**

|  |
| --- |
| **（１）「銀馬車かぼちゃ」の知名度向上を目指した取組**　・手法　・効果 |

|  |
| --- |
| **（２）「銀馬車かぼちゃ」を活用した企画等の実施**　・手法　・効果 |

|  |
| --- |
| **（３）ハロウィンイベント**　　・手法　・効果 |

|  |
| --- |
| **（４）「銀馬車かぼちゃ」専用サイト及びインスタグラムの運営**　　・手法　・効果 |

※　枠内に収まらない場合は、任意の様式で別添書類として作成してください。

（Ａ3版）

様式4

**業務実施体制**

提案者名

※以下に記載の観点を参考に、できるだけ具体的に記述してください。

【実施体制】

・委託事業の実施体制について（提案事業における体制・人員）

・事業実施責任者の経歴・保有資格及び手持業務等の状況

|  |
| --- |
|  |

（様式５）

誓約書

令和　　　年　　　月　　　日

銀の馬車道ネットワーク協議会長　様

（申請者）

 住所又は所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名

 電　　　　　　話　（　　　　）　　　　　－　　　　　　番

 電子メール

兵庫県暴力団排除条例（平成２２年条例第３５号（以下「条例」という。））を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

１　条例第２条第１項に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと。

２　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成２３年公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

３　契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二

項に該当する者をその受託者としないこと。

４　上記１、２及び３に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

（様式６）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

　 日本遺産｢銀の馬車道・鉱石の道｣推進事業 「銀の馬車道」グルメで魅力アップ業務委託契約

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに協議会へ報告を行うこと。

ア　協議会から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを協議会に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに協議会が行う本契約の解除、違約金の請求その他協議会が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　協議会に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

銀の馬車道ネットワーク協議会長　　様

所　 在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

電　　　　話　（　　　　　）　　　－　　　　　番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）

(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）

(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）

(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）